

## 県単野菜に関する特例業務方法書

産振第86号 平成24年 5月 7日承認  
産振第789号 平成25年3月29日承認  
産振第821号 平成26年3月31日承認  
産振第776号 平成27年3月16日承認  
産振第155号 平成27年6月 9日承認  
産振第669号 平成28年3月23日承認  
産振第1221号 平成29年3月23日承認

### (趣旨)

第1条 この特例業務方法書は、県単野菜価格安定供給事業実施要領（平成24年3月27日付け産振第701号茨城県農林水産部長通知（以下「実施要領」という。））第3の9に基づき、公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「公社」という。）が行う県単野菜価格安定供給事業（以下「県単野菜事業」という。）の業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この業務方法書において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 対象野菜 別表に掲げる野菜であって、茨城県青果物標準出荷規格又は公社が茨城県知事の承認を受けて定める規格の合格品であるものをいう。
- (2) 共同出荷組織 実施要領第3の8に規定する出荷団体をいう。
- (3) 対象市場 業務区分ごとに別表に定める市場をいう。
- (4) 対象出荷期間 業務区分ごとに別表に定める期間をいう。
- (5) 価格差補給金 対象野菜の価格が、対象出荷期間中に対象市場で著しく低落した場合において、公社が共同出荷組織と対象野菜の出荷について委託関係にある生産者に対して、その経営に対する影響を緩和するために交付する金員をいう。
- (6) 価格差補給交付金 価格差補給金の交付のために、公社が共同出荷組織に対して交付する金員をいう。

### (県単野菜事業の実施)

第3条 県単野菜事業は、公社が申込みのあった価格差補給交付金交付予約数量（以下「交付予約数量」という。）に応じた価格差補給交付金を共同出荷組織に交付することにより行う。

- 2 他の特例業務方法書に係る事業の対象となっている野菜については、この特例業務方法書に係る事業の対象とすることはできない。

(事業期間の設定及び短縮)

第4条 県単野菜事業の業務（以下「業務」という。）は、業務区分ごとに3年度を1単位とする事業期間を設定して行う。

- 2 事業期間は、交付準備金の減少により業務の実施が困難であると認められる場合その他やむを得ない場合においては、茨城県知事の承認を得てこれを短縮することができる。

(交付予約数量の申込み)

第5条 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受けようとするときは、交付を受けようとする最初の年度における対象出荷期間の開始日の2か月前までに事業期間ごと及び業務区分ごとに「価格差補給交付金交付予約数量申込書」（様式第1号）により公社に申込まなければならない。

- 2 公社は、前項の申込みがあったときは、あらかじめ茨城県知事に協議して承認の可否を決定し、その旨を共同出荷組織に通知するものとする。

(負担金の納入)

第6条 公社は、前条第2項の規定により共同出荷組織に承認の通知をしたときは、当該共同出荷組織に負担金を負担させるものとする。

- 2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに別表の資金造成単価の額に、前条第1項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額とする。

ただし、当該事業期間の直前の事業期間において、交付準備金に残額があった業務区分について負担金を納入した共同出荷組織に係る負担金の額は、本文により算定した額から公社が定める額を控除した額とする。

- 3 負担金の納入期限は、価格差補給交付金の交付を受けようとする最初の年度の対象出荷期間の開始日の前日の10日前の日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その後最初に到来する休日等以外の日）までとする。
- 4 負担金は、公社の指定する口座に納入するものとする。

(交付予約数量の増加)

第7条 第5条第2項の規定による承認を受けた共同出荷組織が、交付予約数量の増加を申込むときは「価格差補給交付金交付予約数量増加申込書（様式第2号）」を提出するものとする。

- 2 前2条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第5条第1項中「価格差補給交付金交付予約数量申込書（様式第1号）」とあるのは、「価格差補給交付金交付予約数量増

加申込書（様式第2号）」と、「価格差補給交付金の交付を受けようとする最初の年度」とあるのは「第7条第1項の規定により交付予約数量の増加分について価格差補給交付金の交付を受けようとする最初の年度」と、前条第2項中「前条第1項の申込書に記載した交付予約数量」とあるのは「第7条第2項において準用する前条第1項の申込書に記載した交付予約数量の増加分」と読み替えるものとする。

#### （延滞金）

第8条 公社は、共同出荷組織が負担金をその納入期限の日までに納入しない場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数により、納入しなかった金額につき年利5.0%の割合で計算した額の延滞金を公社に納入しなければならない。

ただし、その額が100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。

#### （負担金の相殺の禁止）

第9条 共同出荷組織は、負担金を納入する債務について、公社に対するいかなる債権とも相殺することができない。

#### （価格差補給交付金の交付）

第10条 価格差補給交付金の交付は、業務区分ごとに第5条第1項の規定による申込みをした共同出荷組織が、その生産者の委託を受けて、当該対象出荷期間に当該対象市場に対して出荷した対象野菜の旬別の平均販売価額（当該業務区分に係る共同出荷組織全部の当該対象出荷期間の旬別の販売価額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。））をそれと対応する旬の当該対象野菜の出荷数量で除して得た額（以下「旬別平均販売価額」という。）が、別表の当該業務区分の保証基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。「保証基準額」という。）を下回った場合において業務区分ごとに当該共同出荷組織に対して交付準備金から支出して行う。

2 旬別平均販売価額の算定に当たっては、毎月1日から10日まで、11日から20日まで及び21日からその月の末日までをそれぞれ1旬として計算するものとする。ただし、対象出荷期間に属する旬の日数が7日未満である旬の日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとする。

#### （価格差補給交付金の金額）

第11条 価格差補給交付金の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織ごとに旬別の価格差補給交付金交付単価に当該共同出荷組織がその生産者の委託を受けて、旬別の価格差補給交付金交付単価に対応する当該対象出荷期間に当該対象市場に出荷した当該対象野菜の数量（その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場に出荷した当該対象野菜の数量で除して得た数値に、当該共同出荷組織に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得

た額の合計額とする。

2 前項の価格差補給交付金交付単価は、業務区分ごとに保証基準額から旬別平均販売価額（旬別平均販売価額が業務区分ごとの最低基準額（消費税に相当する額を除く。以下同じ。）を下回った場合には、当該最低基準額）を差引いて得た額の10分の8の額とする。

（出荷数量及び販売価額の認定）

第12条 公社は、対象野菜の出荷数量及び販売価額に基づき共同出荷組織等から提出された対象市場群に属する市場の卸売業者の発行する仕切書又は買付計算書のほか、売買仕切若しくは買付に関し作成された電子計算機用磁気テープ若しくはフレキシブルディスクまたは電気通信回線で送信する売買仕切若しくは買付データ（茨城県知事が仕切書又は買付計算書と同等と認めるものを含む。以下同じ。以下総称して「仕切書等」という。）に基づいて対象野菜の出荷数量及び販売価額を認定するものとする。

（平均販売価額等の通知）

第13条 公社は、業務区分ごとに当該対象出荷期間の終了後遅滞なく対象野菜の出荷数量及び旬別平均販売価額を算定し、その結果を関係共同出荷組織に通知するとともに茨城県知事に報告するものとする。

（価格差補給交付金の交付申請）

第14条 共同出荷組織は、価格差補給交付金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から2週間以内に、価格差補給交付金交付申請書（様式第4号）を公社に提出しなければならない。

2 共同出荷組織は、前条の通知を受けた後、価格差補給交付金の交付を辞退するときは、速やかに辞退届（様式5号）を公社に提出しなければならない。

（価格差補給金の交付）

第15条 共同出荷組織は、価格差補給金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給金の金額に相当する金額を第11条第1項の委託に対する生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象野菜の数量を基礎として、価格差補給金を交付するものとする。

この場合、共同出荷組織は、生産者に交付すべき価格差補給金を生産者から徴収する金銭と相殺できないものとする。

ただし、生産者に対し価格差補給金の金額と負担金として徴収する金額とを明確に文書により通知し、確認できるようにした上で相殺する場合はこの限りでない。

2 価格差補給金は、生産者の預金口座に振込むか、又は受領書を徴することにより、交付した金額を確認できるようにするものとする。

3 共同出荷組織は、第1項の交付を終了したときは、遅滞なく公社に対して価格差補給交付金交付完了報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

この場合、前項の交付を確認できる書類を添付するものとする。

4 公社は、前項の提出があったときは、業務区分ごとに取りまとめて茨城県知事に報告するものとする。

#### （価格差補給交付金の削減）

第16条 公社は、業務区分ごと価格差補給交付金の額が別表の資金造成単価の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額を超えるときは、価格差補給交付金の金額から当該超える額を削減するものとする。

#### （価格差補給交付金の一部交付等）

第17条 公社は、共同出荷組織が次の各号の一に該当するときは、価格差補給交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき。
- (3) 仕切書又は買付計算書の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (4) 交付を受けた価格差補給交付金について、価格差補給金の交付を怠ったとき。

#### （交付準備金）

第18条 公社は、業務区分ごと、第6条第1項の規定により共同出荷組織から徴する負担金及びその他の共同出荷組織以外の者から価格差補給交付金の交付に充てることを条件として交付された金銭を交付準備金として積み立てるものとする。

2 この事業に係る資金の果実は、管理勘定に繰り入れるものとする。

#### （交付準備金の振替え）

第19条 公社は、他の特例業務方法書の交付準備金からの資金の振替えは、共同出荷組織が、他の特例業務方法書の当該契約に係る業務区分について解約の申し出を公社に行い、同時に第5条第1項の申込みをした場合に同条第2項の通知を当該共同出荷組織にした場合に行うことができるものとする。

#### （他の特例業務方法書の交付準備金への振替）

第20条 公社は、共同出荷組織が、第5条第2項の通知によりすでに契約の成立している業務区分について解約の申し出を公社に行い、引き続いて他の特例業務方法書の事業への加入が確定したときは当該交付準備金の残額を茨城県知事に協議して、他の特例業務方法書に規定する交付準備金へ振替えることができるものとする。

(負担金の返戻)

第21条 公社は、第6条第2項で控除してなお残額がある場合又は当該事業期間に係る交付予約数量の申込みを行わない共同出荷組織に係る交付準備金に残額がある場合には、当該資金に係る共同出荷組織から会員負担金返戻申込書(様式第3号)の提出があったときは、茨城県知事と協議して当該残額を当該共同出荷組織に返戻することができるものとする。

(報告の徴収等)

第22条 公社は、必要があると認めるときは、共同出荷組織の業務の状況、価格差補給金の交付その他について関係者から報告を徴し、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

## 付 則

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
2. この要領の施行前に公社が実施していた県単野菜価格安定事業において、価格差補給に関し契約締結したそれぞれの共同出荷組織にかかる対象産地の要件は、実施要領第3の2の規定にかかわらず従前によるものとし、実施要領第3の10の契約の締結にかかる同(2)の規定についても同様とする。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成24年4月16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成24年5月1日までとする。

### 付 則2（平成25年3月29日付け承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成25年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成25年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成25年4月30日までとする。

### 付 則3（平成26年3月31日付承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成26年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成26年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。

### 付 則4（平成27年3月16日付承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成27年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成27年

4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

付 則5（平成27年6月9日付承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
2. 平成27年8月30日以前に業務方法書第5条第1項の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申込期限となる業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則6（平成28年3月23日付承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成28年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成28年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成28年5月2日までとする。

付 則7（平成29年3月23日付承認に係るもの）

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. 対象出荷期間の終了日が平成29年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成29年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成29年5月1日までとする。

| 業 務 区 分 |      |          | 事 業 期 間       | 申込期限   | 資金造   | 保 証    | 最 低    |      |
|---------|------|----------|---------------|--------|-------|--------|--------|------|
| 対 象 野 菜 | 対象市場 | 対象出荷期間   |               |        | 成単価   | 基準額    | 基準額    |      |
|         |      |          |               |        |       | kg当り   | kg当り   | kg当り |
| 春キャベツ   | 県内   | 4月 1日から  | 平成29年 4月 1日から | 1月31日  | 21.08 | 79.50  | 53.15  |      |
|         | 関東   | 5月15日まで  | 平成31年 5月15日まで |        |       |        |        |      |
|         | 県内   | 5月16日から  | 平成29年 5月16日から | 3月15日  | 16.14 | 60.50  | 40.32  |      |
|         | 関東   | 6月30日まで  | 平成31年 6月30日まで |        |       |        |        |      |
| 夏秋キャベツ  | 県内   | 7月 1日から  | 平成29年 7月 1日から | 4月30日  | 17.59 | 66.50  | 44.51  |      |
|         | 関東   | 10月31日まで | 平成31年10月31日まで |        |       |        |        |      |
| 冬キャベツ   | 県内   | 11月 1日から | 平成29年11月 1日から | 8月31日  | 17.39 | 65.50  | 43.76  |      |
|         | 関東   | 12月31日まで | 平成31年12月31日まで |        |       |        |        |      |
|         | 県内   | 1月 1日から  | 平成30年 1月 1日から | 10月31日 | 23.10 | 87.00  | 58.12  |      |
|         | 関東   | 3月31日まで  | 平成32年 3月31日まで |        |       |        |        |      |
| 冬春きゅうり  | 県内   | 5月 1日から  | 平成29年 5月 1日から | 2月末日   | 45.68 | 171.00 | 113.90 |      |
|         | 関東   | 6月30日まで  | 平成31年 6月30日まで |        |       |        |        |      |
| 夏秋きゅうり  | 県内   | 7月 1日から  | 平成29年 7月 1日から | 4月30日  | 53.02 | 199.00 | 132.73 |      |
|         | 関東   | 9月30日まで  | 平成31年 9月30日まで |        |       |        |        |      |
| 秋冬さといも  | 県内   | 10月 1日から | 平成29年10月 1日から | 7月31日  | 53.14 | 199.00 | 132.58 |      |
|         | 関東   | 12月31日まで | 平成31年12月31日まで |        |       |        |        |      |
|         | 県内   | 1月 1日から  | 平成30年 1月 1日から | 10月31日 | 54.95 | 206.00 | 137.31 |      |
|         | 関東   | 3月31日まで  | 平成32年 3月31日まで |        |       |        |        |      |
| 春だいこん   | 県内   | 3月16日から  | 平成29年 3月16日から | 1月15日  | 20.84 | 78.00  | 51.95  |      |
|         | 関東   | 6月30日まで  | 平成31年 6月30日まで |        |       |        |        |      |
| 秋冬だいこん  | 県内   | 10月 1日から | 平成29年10月 1日から | 7月31日  | 15.98 | 60.50  | 40.53  |      |
|         | 関東   | 12月31日まで | 平成31年12月31日まで |        |       |        |        |      |
|         | 県内   | 1月 1日から  | 平成30年 1月 1日から | 10月31日 | 18.86 | 71.00  | 47.42  |      |
|         | 関東   | 3月31日まで  | 平成32年 3月31日まで |        |       |        |        |      |
| 冬春トマト   | 県内   | 5月 1日から  | 平成29年 5月 1日から | 2月末日   | 55.34 | 207.50 | 138.33 |      |
|         | 関東   | 6月30日まで  | 平成31年 6月30日まで |        |       |        |        |      |
| 夏秋トマト   | 県内   | 7月 1日から  | 平成29年 7月 1日から | 4月30日  | 60.42 | 227.00 | 151.48 |      |
|         | 関東   | 9月30日まで  | 平成31年 9月30日まで |        |       |        |        |      |
|         | 県内   | 10月 1日から | 平成29年10月 1日から | 7月31日  | 83.24 | 312.50 | 208.45 |      |
|         | 関東   | 11月30日まで | 平成31年11月30日まで |        |       |        |        |      |

| 業 務 区 分       |          |                      | 事 業 期 間                        | 申込期限   | 資金造<br>成単価<br>kg当り | 保 証<br>基 準 額<br>kg当り | 最 低<br>基 準 額<br>kg当り |
|---------------|----------|----------------------|--------------------------------|--------|--------------------|----------------------|----------------------|
| 対 象 野 菜       | 対象市場     | 対象出荷期間               |                                |        |                    |                      |                      |
| 夏秋なす          | 県内<br>東北 | 7月 1日から<br>9月30日まで   | 平成29年 7月 1日から<br>平成31年 9月30日まで | 4月30日  | 55.35              | 207.50               | 138.31               |
| 夏ねぎ           | 県内<br>関東 | 7月 1日から<br>9月30日まで   | 平成29年 7月 1日から<br>平成31年 9月30日まで | 4月30日  | 69.04              | 258.50               | 172.20               |
| 秋冬ねぎ<br>(調 整) | 県内<br>関東 | 10月 1日から<br>12月31日まで | 平成29年10月 1日から<br>平成31年12月31日まで | 7月31日  | 57.58              | 216.00               | 144.02               |
|               | 県内<br>関東 | 1月 1日から<br>3月31日まで   | 平成30年 1月 1日から<br>平成32年 3月31日まで | 10月31日 | 60.57              | 227.50               | 151.79               |
| (未調整)         | 県内<br>関東 | 10月 1日から<br>12月31日まで | 平成29年10月 1日から<br>平成31年12月31日まで | 7月31日  | 32.60              | 122.50               | 81.75                |
|               | 県内<br>関東 | 1月 1日から<br>3月31日まで   | 平成30年 1月 1日から<br>平成32年 3月31日まで | 10月31日 | 30.57              | 114.50               | 76.29                |
| 秋冬はくさい        | 県内<br>関東 | 11月 1日から<br>12月31日まで | 平成29年11月 1日から<br>平成31年12月31日まで | 8月31日  | 9.45               | 36.00                | 24.19                |
|               | 県内<br>関東 | 1月 1日から<br>3月31日まで   | 平成30年 1月 1日から<br>平成32年 3月31日まで | 10月31日 | 15.19              | 57.50                | 38.51                |
| 夏秋ピーマン        | 県内<br>関東 | 5月16日から<br>7月31日まで   | 平成29年 5月16日から<br>平成31年 7月31日まで | 3月15日  | 66.41              | 249.00               | 165.99               |
|               | 県内<br>関東 | 8月 1日から<br>10月31日まで  | 平成29年 8月 1日から<br>平成31年10月31日まで | 5月31日  | 63.08              | 237.00               | 158.15               |
| 冬レタス<br>(結 球) | 県内<br>関東 | 10月16日から<br>11月30日まで | 平成29年10月16日から<br>平成31年11月30日まで | 8月15日  | 34.26              | 129.00               | 86.18                |
|               | 県内<br>関東 | 10月16日から<br>11月30日まで | 平成29年10月16日から<br>平成31年11月30日まで | 8月15日  | 56.82              | 213.50               | 142.47               |
| ほうれんそう        | 県内<br>関東 | 10月 1日から<br>12月31日まで | 平成29年10月 1日から<br>平成31年12月31日まで | 7月31日  | 92.34              | 346.50               | 231.07               |
|               | 県内<br>関東 | 1月 1日から<br>3月31日まで   | 平成30年 1月 1日から<br>平成32年 3月31日まで | 10月31日 | 81.15              | 304.50               | 203.06               |
| かぼちゃ          | 県内<br>関東 | 6月 1日から<br>7月31日まで   | 平成29年 6月 1日から<br>平成31年 7月31日まで | 3月31日  | 39.54              | 158.00               | 108.57               |

| 業 務 区 分 |      |          | 事 業 期 間       | 申込期限  | 資金造<br>成単価<br>kg当り | 保 証<br>基準額<br>kg当り | 最 低<br>基準額<br>kg当り |
|---------|------|----------|---------------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 対 象 野 菜 | 対象市場 | 対象出荷期間   |               |       |                    |                    |                    |
| かぼちゃ    | 県内   | 8月 1日から  | 平成29年 8月 1日から | 5月31日 | 25.47              | 102.50             | 70.66              |
|         | 関東   | 10月31日まで | 平成31年10月31日まで |       |                    |                    |                    |
| カリフラワー  | 県内   | 4月 1日から  | 平成29年 4月 1日から | 1月31日 | 36.80              | 147.00             | 101.00             |
|         |      | 5月31日まで  | 平成31年 5月31日まで |       |                    |                    |                    |
|         | 関東   | 10月 1日から | 平成29年10月 1日から | 7月31日 | 33.24              | 133.00             | 91.45              |
|         |      | 12月31日まで | 平成31年12月31日まで |       |                    |                    |                    |
| ブロッコリー  | 県内   | 10月 1日から | 平成29年10月 1日から | 7月31日 | 57.12              | 229.00             | 157.60             |
|         | 関東   | 12月31日まで | 平成31年12月31日まで |       |                    |                    |                    |
| メロン     | 県内   | 6月 1日から  | 平成29年 6月 1日から | 3月31日 | 57.18              | 228.50             | 157.03             |
|         | 関東   | 7月31日まで  | 平成31年 7月31日まで |       |                    |                    |                    |

#### 備 考

1. 県内市場とは、水戸市公設、公設鹿島、土浦、銚田青果及び水海道総合食品の各地方卸売市場並びに日立卸売市場をいう。

2. 関東市場とは、宇都宮市、東京都、横浜市、川崎市、静岡市及び浜松市の各中央卸売市場並びに栃木県南公設地方卸売市場、前橋生鮮食料品総合地方卸売市場、館林市総合地方卸売市場、高崎市総合地方卸売市場、桐生市公設地方卸売市場、伊勢崎地方卸売市場、地方卸売市場熊谷青果市場、地方卸売市場川口中央青果市場、地方卸売市場浦和総合流通センター、大宮総合食品地方卸売市場、所沢総合食品地方卸売市場、地方卸売市場さいたま春日部市場、地方卸売市場上尾市場、越谷総合食品地方卸売市場、埼玉川越総合地方卸売市場、J A全農青果センター株式会社東京センター、千葉市地方卸売市場、船橋市地方卸売市場、柏市公設総合地方卸売市場、地方卸売市場（株）金坂青果、松戸市公設地方卸売市場南部市場、松戸市公設地方卸売市場北部市場、市川市地方卸売市場、成田市公設地方卸売市場、木更津市公設地方卸売市場、東京都練馬青果地方卸売市場、東京都八王子北野地方卸売市場、東京都国立地方卸売市場、東京都東久留米地方卸売市場、湘南藤沢地方卸売市場、地方卸売市場横須賀青果物（株）、平果地方卸売市場（株）平塚食品青果市場、小田原市公設青果地方卸売市場、地方卸売市場神奈川青果（株）相模市場、J A全農青果センター株式会社神奈川センター、甲府市地方卸売市場、佐久長印地方卸売市場、佐久連合地方卸売市場、上田連合地方卸売市場、松本市公設地方卸売市場、飯田市地方卸売市場、諏訪市公設地方卸売市場、長野地方卸売市場、飯山中央地方卸売市場、地方卸売市場三島青果市場、地方卸売市場沼津中央青果本場及び富士市公設地方卸売市場をいう。

3 東北市場とは、青森市、八戸市、盛岡市、仙台市及びいわき市の各中央卸売市場及び石巻青果花き地方卸売市場、秋田市公設地方卸売市場、山形市公設地方卸売市場、福島市公設地方卸売市場をいう。

## 価格差補給交付金交付予約数量申込書

第 号  
年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名 印

貴公社の県単野菜に関する特例業務方法書第5条第1項の規定に基づき、下記事業の業務区分に係る交付予約数量を申し込みます。

### 記

1. 事業名
2. 業務区分、交付予約数量及び委託生産者数

| 対象野菜 | 対象出荷期間 | 対象市場 | 交付予約数量 | 委託生産者数 |
|------|--------|------|--------|--------|
|      |        |      |        |        |
|      |        |      |        |        |
|      |        |      |        |        |

3. 販売方法

○○○委託販売 する。 しない。

4. 価格差補給金の交付予定経路

## 価格差補給交付金交付予約数量増加申込書

第 号  
年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名 印

貴公社の県単野菜に関する特例業務方法書第7条第1項の規定に基づき、下記事業の業務区分に係る交付予約数量を増加したいので申込みます。

### 記

1. 事業名

2. 業務区分

(1) 対象野菜

(2) 対象市場

(3) 対象出荷期間

3. 交付予約数量の増加申込数量 トン

4. 増加の理由

5. 増加後の委託生産者数、交付予約数量及び負担金

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

6. 販売方法

○○○委託販売 する。 しない。

7. 価格差補給金の交付予定経路

様式第3号（第21条）

会 員 負 担 金 返 戻 申 込 書

第 号  
平成 年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

印

本組合に係る会員負担金残額について、返戻を申し込みます。

記

事 業 名 県単野菜価格安定事業

業務区分

(1) 対象 野菜等の区分

(2) 対象市場群

(3) 対象出荷期間

会員負担金残額返戻申込額 円

申し込みの理由

## 価格差補給交付金交付申請書

第 号  
年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名 印

貴公社の県単野菜に関する特例業務方法書第14条の規定により、下記の価格差補給交付金の交付を申請します。

### 記

1. 価格差補給交付金交付申請金額 円
2. 事業名 県単野菜価格安定供給事業
3. 業務区分
  - (1) 対象野菜
  - (2) 対象市場
  - (3) 対象出荷期間
  - (4) 交付予約数量
  - (5) 対象出荷期間内旬別交付対象数量、交付金単価及び交付金額

| 月 旬 | 業務方法書の規定に基づき<br>配分された旬別交付対象数量 | 交付金単価 | 価格差補給交付金額 |
|-----|-------------------------------|-------|-----------|
| 月 旬 | kg                            | 円 銭   | 円         |
|     |                               |       |           |
|     |                               |       |           |
|     |                               |       |           |
|     |                               |       |           |
|     |                               |       |           |
|     |                               |       |           |
|     |                               |       |           |
|     |                               |       |           |

4. 委託生産者に対する交付方法

公益社団法人 茨城県農林振興公社  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

印

県単野菜価格安定供給事業に係る価格差補給交付金等の辞退について

このことについて、下記のとおり価格差補給交付金等の申請を辞退します。

記

- 1 対象 野菜等の区分
- 2 対象市場群
- 3 対象出荷期間
- 4 価格差補給交付金等辞退額 円
- 5 委託生産者数 人
- 6 理由

## 価格差補給交付金交付完了報告書

第 号  
年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

印

下記のとおり価格差補給交付金を交付したので、報告します。

### 記

1. 事業名 県単野菜価格安定供給事業
2. 業務区分
  - (1) 対象野菜
  - (2) 対象市場
  - (3) 対象出荷期間
3. 価格差補給交付金の金額 円
4. 価格差補給交付金として交付済み額 円
5. 交付経過
  - (1) 価格差補給交付金受領年月日 年 月 日
  - (2) 価格差補給金交付終了年月日 年 月 日
  - (3) 価格差補給金生産者別交付一覧（生産者への交付金交付明細）
  - (4) 委託生産者に対する交付方法
  - (5) 交付生産者数 人
  - (6) 特例業務方法書第15条ただし書きに定める相殺交付した場合の生産者への通知文写し

※ なお、添付された明細書は交付額確認のためのみに使用します。